|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】  １．３年後の障害福祉サービスの省令・報酬改定に向けて  　今年度の省令・報酬の改定は、生活介護の時間単価導入や、グループホームの単価の切り下げなど、障害者の地域自立に大きな影響を与えている。  　数字で分かりやすく表れる収支差率を、重要な判断材料とした報酬改定は、地域で生活する障害者の生活実態と大きくかけ離れたものとなった。最終的に例外規定で調整せざるを得なくなったことは、制度改定として不適切である。  　改めて今回の報酬改定について、府の認識を明らかにするとともに、３年後の報酬改定に向け、各事業所での利用者の障害程度や支援の必要性、生活の質と必要となる支援体制等と合わせて、きめ細かく分析して検討するよう、国に求めること。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、市町村と共有を図るとともに、障がい当事者の方や事業者からご意見を受け、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。  ○　今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】  ２．団体応接の持ち方について  　大阪府との団体応接は過去30年以上に渡って、障がい福祉室からは各課長が出席してきたが、2021年度から説明もなく一方的に課長が全員欠席するようになった。私達の団体応接は、多くの障害当事者が参加する形で行っている。その理由は「不充分な制度状況の中で、地域で生活する障害者の切実な声を、真摯に直接聞いてもらうこと」が施策を創る基礎になると考えているからである。直接聞くことの意義を捉え直し、広範な施策の検討を進めるためも、再度課長職の応接出席を強く求める。 |
| （回答）  ○　広聴事案については、大阪府として回答できる者が対応すべきものと認識しており、すべての項目において必ず課長が対応すべきものではなく、その内容に応じて適切な職階の者がお答えするものです。  ○　今回の応接にかかる項目については、それぞれの事案における実態をより把握している者が対応することが適切と判断したところであり、この応接を通して現場の状況をお聞かせいただき、必要に応じて府の施策に反映するよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】  １．障害者の入院時の問題  ２）　また、重度訪問介護利用者以外でも、入院時の支援が必要な人がたくさんいることを踏まえて、府内全市町村に対して入院時サポート制度を実施するよう強く働きかけること。 |
| （回答）  ○　入院時の意思疎通支援については、平成28年６月28日付け障企発0628第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、意思疎通支援事業の対象とされています。  ○　意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条により地域生活支援事業として、市町村が実施することとされており、現在、大阪府内の12市で実施されています。    ○　大阪府においては、市町村に対し、国通知を踏まえた事業の周知を今後とも行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課  福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】  ２．通勤・勤務・通学の保障について  ３）　小中高の障害児の通学支援について市町村格差が大きいため、障害と教育部局が連携して教育の通学支援事業や福祉の移動支援の活用等により、全市町村で通学を支える制度を設けること。  　とりわけ高校通学について、親による負担をなくし、福祉サービス事業者が参加できる仕組みを作るよう十分配慮するよう市町村及び関係教育部局に働きかけること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　移動支援事業の活用については、地域生活支援事業に位置付けられ、事業の実施主体である市町村により、地域の特性や、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされています。大阪府が実施した府内市町村の運用状況の調査（令和５年度）では、通学での利用について、28団体が緊急やむを得ない場合等において利用を可能としており、なかには個別の状況を鑑みて長期にわたる利用も可能とした団体もあります。  ○　引き続き、移動支援事業について、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考にし、市町村担当者説明会等で運用の検討を働きかけるとともに、運用状況を調査し、その結果を市町村に情報提供してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】  ２．通勤・勤務・通学の保障について  ３）　小中高の障害児の通学支援について市町村格差が大きいため、障害と教育部局が連携して教育の通学支援事業や福祉の移動支援の活用等により、全市町村で通学を支える制度を設けること。  　　とりわけ高校通学について、親による負担をなくし、福祉サービス事業者が参加できる仕組みを作るよう十分配慮するよう市町村及び関係教育部局に働きかけること。 |
| （回答）  ○　地域の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の通学支援に関しましては、市町村による移動支援事業等の活用や、教育委員会による通学支援事業等が実施されているところです。  ○　府教育庁としましては、府立学校における医療的ケア通学支援事業の状況も踏まえながら、地域の小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層充実するよう、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。  ○　本事業では、市町村立の小・中学校等に通う医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために、市町村教育委員会が行う通学支援に係る経費の一部について補助を行っています。具体的には、通学のための車両に係る経費や通学時のガイドヘルパー等の活用に係る経費に対し補助を行っており、今年度は、府内17市町から申請がありました。  ○　また、府立学校においては、医療的ケア通学支援事業により、医療的ケアが必要なため通学が困難な生徒を支援しています。  ○　引き続き、障がいのある児童生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めるとともに、市町村教育委員会に対しては、本事業の積極的な活用について、指導主事会等で働きかけを行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教育振興室　高校改革課 |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】  ６．盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について  １）　国に対して通訳・介助制度の個別給付化を求め、日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間の通介制度や高齢化対応での二人派遣の実施を求めること。  ２）　府では通介制度での二人派遣の利用範囲の拡大を行うこと。また、少なくとも通介と同行援護や重度訪問介護等の併用による二人介助を積極的に進め、事故を防止することを徹底すること。 |
| （回答）  ○　今年度も、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付の検討を含む必要な財源確保を図るよう、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」をはじめ、様々な機会で要望しています。  ○　大阪府においては、盲ろう者通訳・介助者派遣事業は、盲ろう者の地域での暮らしに不可欠であることから、一人あたりの派遣時間の上限（年1,080時間＝月90時間）を全国最高水準としているところです。また、通訳・介助の派遣の対象から「通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合を除く」としていますが、総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに係るものについては、「当該通所のための介助及び１日当たりの当該サービス利用時間のうち１時間に係る通訳」は対象とする旨、派遣事業実施要綱に特別に定めて派遣を実施しています。  ○　また、「１枚の利用券に対して、１人の通訳・介助者を派遣する。ただし、１回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね１時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、１枚の利用券に対して、２人の通訳・介助者を派遣することができる」と定めているところです。  ○　国においては、同行援護との同時利用も可能であるとされており、また国の令和２年９月23日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて」を受け、大阪府においても、盲ろう者が介護サービス事業所・施設において介護サービスを利用する場合は、「大阪府盲ろう者通訳・介助者」を派遣し、通訳の支援を行うことは差し支えないと整理し、市町村説明会や事業者等集団指導などで周知しております。  　　なお、令和５年度より、現任研修要件の改正を行い、事故防止や技術向上を図っているところです。  ○　今後とも、こうした取り組みを継続し、安心・安全な通訳・介助の実施に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について  ２）　新規指定時に、指定権者と開所地元自治体で情報共有する仕組みを、大阪全体でつくること。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、事業所の新規指定時に、所在地市町村へ情報提供を行うとともに、市町村からの問い合わせや相談についても、対応しています。  ○　また、事業所の指定・指導に関しては、事業所の指定指導を実施している市町村との情報交換等の場を設けているところです。  ○　今後とも、グループホームのより良い運営を確保するため、市町村との情報共有と連携を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ２．第５次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策および国への要望について  ９）　入院時支援加算の初日からの算定、日中支援加算の休日の算定を、国に要望すること。 |
| （回答）  ○　日中支援加算の祝日・休日等の算定については、これまでも国に要望しており、今後も引き続き要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について  １）　グループホームにおける重度障害者の支援の拡充のため、「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を、継続・恒久化すること。 |
| （回答）  ○　「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、障がい者の地域生活を支援する既設のグループホーム等を対象に、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成するため、令和５年度より府独自事業として実施しており、令和６年度は、昨年実績等からのニーズを踏まえ、予算を拡充して実施しているところです。  ○　グループホームにおいて、重度障がい者を受け入れるためには、職員のスキルアップの取組みと併せて、一人ひとりの障がい特性に合わせた環境整備が必要となることから、重度障がい者や高齢障がい者の地域生活を継続するため、国に対して、グループホームにおける設備の拡充、ハード整備充実のための財政支援を要望しているところです。  ○　令和７年度も「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」が継続実施できるよう今年度の補助実績等を踏まえ検討を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について  ５）　あいつぐコンフリクト問題をふまえ、大阪府の啓発チラシなどを活用し、UR、家主・宅建業者・管理会社・保証業者、地域や公営住宅自治会等への啓発をすすめること。 |
| （回答）  ○　障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要であると認識しております。  ○　そのため、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介するチラシを作成し、府のホームページで周知を図るとともに、宅地建物取引業者研修会に出向いて、グループホーム制度について説明を行うなど、宅建業者や賃貸住宅家主等への普及・啓発に努めています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について  ５）　あいつぐコンフリクト問題をふまえ、大阪府の啓発チラシなどを活用し、UR、家主・宅建業者・管理会社・保証業者、地域や公営住宅自治会等への啓発をすすめること。 |
| （回答）  ○　賃貸契約時に関与する宅建事業者の協力を得ながら、家主等に対してOsakaあんしん住まい推進協議会が作成した「住宅セーフティネット制度」に関するチラシや、大阪府福祉部作成の「障がい者グループホーム 開設ハンドブック」を活用し、啓発を行っています。引き続き、広報啓発に努めてまいります。  ○　宅地建物取引業者に対する啓発については、当該事業者向けの研修会において、当課が作成する「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を活用すること、また、福祉部の担当者が説明する時間を設けることにより、グループホームの制度を周知しているところです。  ○　今後も宅地建物取引業者に対する啓発に取り組んでまいります。  ○　府営住宅では、全入居者に配布している「ふれあいだより」にグループホームについての記事を掲載し、広報・啓発を引き続き進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課  都市整備部　住宅建築局　建築指導室　建築振興課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について  ６）　大阪府営住宅、および政令市を含む大阪府下市営・町営住宅の建て替え計画、ならびに該当住宅におけるグループホームの利用状況、および対応状況を明らかにすること。 |
| （回答）  【府営住宅について】  ○　大阪府営住宅の建替えについては、『大阪府営住宅ストック総合活用計画』において良質なストック形成に資する事業として実施し、事業実施計画において令和12年度までに事業着手する団地を定めています。  ○　府営住宅のうち『大阪府営住宅ストック総合活用計画』で建替えに位置づけられた住宅におけるグループホームの利用状況等は以下のとおりです。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年６月30日現在）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 住宅名 | グループホーム数 |  | 番号 | 住宅名 | グループホーム数 | | １ | 桜塚 | ４ |  | 12 | 金岡東第３ | ２ | | ２ | 千里古江台 | ３ |  | 13 | 八田西町 | ２ | | ３ | 千里桃山台 | ２ |  | 14 | 堺高松 | ８ | | ４ | 茨木安威 | ４ |  | 15 | 堺草部 | ２ | | ５ | 牧野北 | ３ |  | 16 | 宮山台第１ | ２ | | ６ | 村野 | 12 |  | 17 | 宮山台第４ | １ | | ７ | 寝屋川打上 | ４ |  | 18 | 桃山台１丁 | ４ | | ８ | 交野梅ヶ枝 | ３ |  | 19 | 岸和田田治米 | １ | | ９ | 交野藤ヶ尾 | ９ |  | 20 | 貝塚久保 | １ | | 10 | 松原立部 | ２ |  |  |  |  | | 11 | 狭山 | ２ |  | 計 | | 71 |   【市町営住宅について】  ○　グループホーム事業に活用している市町営住宅は、次の表のとおりで、全部で34団地、100戸となっています。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年３月31日現在）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業主体名 | 住宅名 | グループホーム戸数 | |  | 事業主体名 | 住宅名 | グループホーム戸数 | | | 大阪市 | 住吉 | ７ |  |  | 堺市 | 小阪住宅 | ２ |  | | 鶴町第３ | ４ |  |  | 万崎住宅 | ２ | (２) | | 中津 | ３ | (３) |  | 豊中市 | 三国 | １ |  | | 日之出北 | ３ |  |  | 吹田市 | 千里山東住宅 | ２ |  | | 矢田北 | ２ |  |  | 千里山西住宅 | ２ |  | | 八幡屋第２ | １ |  |  | 高槻市 | 富寿栄住宅 | １ | (１) | | 加島中 | ８ | (６) |  | 門真市 | 四宮住宅 | ５ |  | | 井高野第６ | ２ |  |  | 大東市 | 野崎松野園住宅 | １ |  | | 長吉出戸西 | ３ |  |  | 大東寺川住宅 | ２ |  | | 南江口第２ | ４ |  |  | 大東南郷住宅 | ２ |  | | 西喜連第３ | ２ |  |  | 大東北新町住宅 | 12 |  | | 長吉長原東 | ３ |  |  | 高石市 | 富木南住宅 | ４ |  | | 東喜連第4 | ２ |  |  | 和泉市 | 繁和第二住宅 | ２ |  | | 上住吉 | ３ |  |  | 旭第一団地 | ５ | (５) | | 秀野西 | ２ |  |  | 旭第二団地 | ２ | (２) | | 淡路 | １ |  |  | 幸団地 | ３ | (３) | | 野中北 | １ |  |  | 幸第二団地 | １ |  | |  |  |  |  |  | 計 | | 100 | (22) |   　　建替計画のある住宅には下線を付しています。  　　（　）内は、建替事業により移転が必要なグループホームの数です。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　住宅整備課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】  ３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について  ７）　公営住宅利用グループホームが建替えに際し新築への入居から排除されることのないよう、「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。 |
| （回答）  ○　障がい者の地域生活への移行を促進させるためには、住まいの場の確保が必要であり、既存の府営住宅におきましても、グループホーム用住戸として積極的に、そのあっせんを行っているところです。  ○　グループホームが入居する府営住宅が建替えとなった場合につきましては、当該グループホームが引き続き建替え団地においても入居いただけるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課  都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　住宅整備課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】  １．地域移行支援の報酬等に関して  １）　重度化・高齢化に対応した地域移行支援の充実に向け、国に対して以下要望すること。  ・重度障害者の地域移行の基盤整備がさらに必要となることから、重度者の地域移行支　援報酬を設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を強く求めること。  　・地域移行支援契約前の「前段階支援」として体験外出等の地域移行のきっかけとなる仕組みの制度化、体験加算15日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障も引き続き要求すること。  　・重度者の移行の受け皿を増やすために、グループホームの地域移行特別加算の対象者や適用年数を拡大するとともに、長期入所・入院の結果65才に達していても、移行後に必要な障害福祉サービスを柔軟に利用できるよう明確にすること。 |
| （回答）  ○　地域移行支援の支給決定までの働きかけでの報酬上の評価や支給決定前の「地域生活の体験」や「体験宿泊」の利用や遠方の施設や病院に働きかけを行う際の交通費の加算など、実情にあったきめの細かい支援ができるよう、国に対し、報酬上の改善を求めているところです。  ○　さらに、本府では、今年度から、府独自の補助事業「大阪府地域生活推進事業費補助金」を創設し、府内で、障がい者の地域生活の継続及び地域移行の推進に取り組む団体を補助することとしており、本補助事業の中では、入所待機者や施設入所者を対象に、現在の報酬体系にはない、地域生活への意識や自信形成のためのアプローチ、地域生活の可能性の評価等について、施設や事業所間が連携したモデル事業を実施することとしています。  ○　その結果について、本府において、地域生活推進に向けた有効なサービスや支援の在り方を分析・検証し、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキングでの意見を踏まえ、必要な報酬改定等を国に求めていくこととしております。  ○　共同生活援助における地域生活移行特別加算については、運用状況を注視しつつ、必要に応じて国へ要望するなどの対応を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】  ３．精神障害者の地域移行・権利擁護について  ３）　府内精神科病院への改正法の周知について、虐待防止のために病院側、医療者だけでなく、虐待を受けた患者や家族、関係者からも通報できることを積極的に周知していくこと。 |
| （回答）  ○　府内精神科病院に対しては、改正法における虐待防止措置及び虐待通報について説明会を行うとともに、虐待通報義務化についての説明や通報先が書かれたポスターを病院内の目に入りやすい場所に掲示し、精神科病院における虐待通報義務化について、業務従事者、患者本人・家族等にも行き届くよう指導をしています。  ○　また、入院時に配布する「入院のお知らせ」に虐待を受けた場合や虐待を見かけた場合の通報先を記載し、入院時の告知に際して、すべての入院患者にお知らせすることとしています。この「入院のお知らせ」については、医療保護入院者及び措置入院者の家族等にもお知らせすることになっており、患者の家族にも通報先が分かるようにしています。  ○　併せて、市町村へも、虐待防止に向けた取組みについて説明会を開催し、精神科病院における虐待通報の義務化に関する厚生労働省の資料を活用し、通報先について周知するとともに、ホームページで大阪府における虐待通報受付窓口について広く周知しているところです。  ○　今後とも、精神科病院における虐待事案の早期把握に向け、周知・啓発に努めて参ります。 |
| （回答部局課名）  健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】  ４．相談支援について  ２）　府の初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員の受講枠を拡大するとともに、身近な地域で初任者研修が受講できるよう指定研修事業者の拡大に向けた仕組み作りを検討すること。 |
| （回答）  ○　府の相談支援従事者の初任者研修及び現任研修については、民間事業者を３カ所指定し、その事業者が研修を運営しております。  ○　初任者研修について、近年、定員を大きく上回る募集があり、多くの方が受講てきない状況が続いていたため、令和５年度に新規で研修事業者を指定し、現在研修実施の準備を進めていただいており、令和７年度から定員の拡充を図る予定です。  ○　現任研修についても、定員を超える募集があることから、研修事業者と調整して定員拡充を図っているところです。  ○　一方、主任相談支援専門員研修については、定員割れをしている年度もあることから、募集状況を注視しつつ、定員を検討していきます。  ○　なお、研修内容には実務的な演習もあることから、60人程度でグループワークができる広さで、最寄駅からのアクセスがよく、長期間予約が取れる会場を探しているものの、大阪市内や堺市内にしか会場がないため現状の開催場所となっております。  ○　引き続き、希望される方全員が受講できるよう、民間事業者と連携しながら研修体制を整えていきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】  １．府の差別解消条例、差別解消取り組みについて  １）　今年度の改正法施行による事業者の合理的配慮の義務化を受け、差別の未然防止と適切な合理的配慮の提供に向け、特に差別事例が複数発生している業種に対しての、研修・啓発を行うこと。またその検討状況を示すこと。 |
| （回答）  ○　大阪府では障害者差別解消法が施行された平成28年に障がい者差別解消条例を施行し、障がい者差別の解消に向けた啓発を進めてまいりました。  ○　本年４月からの改正障害者差別解消法の施行を受けて、引き続き事業者も含めて周知・啓発を進めてまいりたいと考えています。  ○　対応指針の対象となる事業分野については、所管するそれぞれの部局において適切に対応することとなっているため、福祉部では広く一般に向けた啓発に取組んでおりますが、他の部局が所管する事業分野におきましても、関係部局と連携しながら、引き続き普及・啓発に努めてまいります。  ○　令和５年12月に改正旅館業法が施行され、カスタマーハラスメント対応として宿泊拒否事由が追加されましたが、障がい者が宿泊に関して求める社会的障壁の除去を、旅館業法上の宿泊拒否事由にあたる「特定要求行為」と混同し、障がいを理由とする宿泊拒否事案が発生することがないよう、旅館業法所管課と連携し、宿泊施設運営事業者等に障がい者差別の解消に向けた研修・啓発を実施してまいります。  ○　また、府内市町村に対しては研修やその他の機会を通じまして、大阪府内でよく発生している相談事例などについて情報共有を実施していきたいと考えています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】  ２．住宅の入居差別について  １）　民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示す媒体を作成し、更なる啓発・研修を進め差別を未然に防止するとともに、差別発生時には府として調査・指導に積極的に出向いて毅然とした対応を行うこと。 |
| （回答）  ○　障害者差別解消法では、障がいを理由として正当な理由なくサービスを提供しないことを「不当な差別的取扱い」として禁止しています。  ○　大阪府としては不当な差別的取扱いを含む障がいを理由とした差別が発生した場合には、広域支援相談員が市町村とも連携して適切な対応を行ってまいります。  ○　周知・啓発については、これまでも都市整備部と連携し、宅建事業者に向けた研修会などに出講して法や条例の理念や過去に発生した事例について示したところです。また、住宅関係も含め、各事業者団体に対して障がい理解と障がい者差別解消に向けた働きかけを行ってまいりました。  ○　今後とも誰もが暮らしやすい共に生きる社会の実現を目指した取組みに努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】  ２．住宅の入居差別について  １）　民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否・追出し等の差別が相次いでいることから、住宅部局と差別解消担当が連携し、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対して、「この間発生している問題事例、適切な合理的配慮の事例」を具体的に示す媒体を作成し、更なる啓発・研修を進め差別を未然に防止するとともに、差別発生時には府として調査・指導に積極的に出向いて毅然とした対応を行うこと。 |
| （回答）  ○　日頃から住宅部局と福祉部局が連携し、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。  ○　具体的には、建築振興課が宅地建物取引業者向けに作成した、人権問題の理解と認識を深めるための「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」や、府の居住支援協議会であるOsakaあんしん住まい推進協議会が作成した、高齢者等の入居に不安を感じる家主・不動産事業者向けのアドバイスを紹介する「知ってあんしん高齢者等円滑入居のための15のアドバイス」等のパンフレットを活用し、周知・啓発を行っています。  ○　今後も引き続き、家主等に対する啓発に取り組んでまいります。  ○　宅地建物取引業者向けの研修会において、福祉部の担当者がグループホームの制度や、障がいを理由とする差別の解消の推進について説明する時間を設け、当該事業者に対する啓発に努めています。また、当課が作成する「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を活用し、障がい者であるという理由だけで賃貸住宅の入居申込みを断ることが宅地建物取引業法上の指導対象であることを周知し、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」の遵守を求めています。あわせて、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」における住宅分野の合理的配慮の事例を周知しているところです。  ○　今後も宅地建物取引業者に対する周知・啓発に取り組むとともに、事業者による入居差別事案が生じた場合は、指導監督基準に基づいて適正に指導を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課  都市整備部　住宅建築局　建築指導室　建築振興課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】  １．駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について  １）　「鉄道駅バリアフリー料金制度」によって鉄道各社で計画化されたホーム柵設置について、大阪府として必要十分な予算措置を講じること。また、引き続き、利用実態、地域の実情等を勘案し、視覚・盲ろう等障害者の利用頻度が高いJR森ノ宮駅等、優先度が高い番線での整備を推進できるよう配慮すること。  また、ホーム柵設置と併せ、行なわれているホームと車両との段差・すき間解消について、車いす利用者の単独乗車が可能となるものとするよう、鉄道事業者へ働きかけを行うこと。 |
| （回答）  ○　大阪府では、平成23年度に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵整備の促進に努めてきたところです。  ○　大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和３年４月に修正し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。  ○　なお、JR森ノ宮駅についても、駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、引き続き、JR西日本に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。  ○　また、ホームと車両との段差・すき間解消については、鉄道事業者が可動式ホーム柵の設置とあわせて車両とホームの段差や隙間を解消する工事も行っており、大阪府では、これらの工事に対し国、地元市とともに補助を行っております。  ○　引き続き、鉄道事業者に対し「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、可動式ホーム柵の早期設置やそれと併せた車両とホームの段差等の解消を働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　交通戦略室　鉄道推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】  ２．大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係  ２）　関西万博のユニバーサルデザインガイドラインは多様な障害当事者、有識者の意見の結実によって作られた。万博の取組や水準が今後のまちづくりのレガシーとなるように、府条例、ガイドラインにどう反映すべきか十分に検討すること。 |
| （回答）  ○　万博協会が策定した「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」については、当事者や有識者による検討会をワークショップ形式で開催しながらとりまとめたものであり、当事者の意見を積極的に取り入れたガイドラインとして先導的なものであると考えています。  ○　万博を契機として建築物のさらなるバリアフリー化を促進するため、施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの反映や設計・計画段階での当事者参画の促進など、実効性のある施策について検討を深めてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】  ３．2025関西万博を機に大阪まるごとバリアフリーの実現について  １）　改定後のユニバーサルデザインガイドラインが具体化されるように、各パビリオン、催事施設、展示施設、その他敷地内施設の設計・整備にあたっては、当事者意見の反映を図ること。移動モビリティ、サイン表示、情報のユニバーサル化、サービス提供のあり方、共に体験できるコンテンツ作り、スタッフ研修等、今後の課題についても、当事者参画を基本として、アクセシブルでインクル―シブな万博の実現を図ること。 |
| （回答）※下線部について回答  ○　2022年３月に改訂された「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」は、参加国、国際機関、および企業等が整備する施設（パビリオン等）を対象とし、参加者へ周知されています。  ○　参加者は、設計から工事完了までの各段階において、ユニバーサルデザインに関する書類を開催者である2025年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）に提出し、博覧会協会がチェックし、承認することとしています。  ○　博覧会協会が設置する施設については、ガイドラインを踏まえ、様々な障がい者当事者や学識経験者などに、ワークショップへ参加いただきながら、実施設計を行い、順次、整備を進めています。 |
| （回答部局課名）  万博推進局 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】  ４．府営公園のバリアフリーについて  ２）　公園の官民連携事業においては、役割分担と連携を明確にして、バリアフリー化が後退しないようにすること。とりわけ、再整備される久宝寺公園プールについては、障害者が利用しやすいものとなるよう、設計段階から障害者の意見を取り入れること。 |
| （回答）  ○　府営公園では、公園の管理運営に指定管理者制度を導入し、施設の維持管理や運営を行っています。バリアフリー化等の施設の不具合への対応については、小規模な修繕は指定管理者が、更新などの大規模改修については府がそれぞれ実施することとし、その役割分担については「府営公園管理要領」にて定めています。  ○　また、現在、久宝寺緑地において、公園の魅力向上や利用者サービスの向上等を目的に民活によるPFI方式を活用し、プールの再整備を含めた公園全体を一体的に維持管理・運営する事業者公募を行い、落札者が決定したところです。  ○　プールの再整備にあたっては、貴団体を始め関係者の皆様のご意見を頂きながら、官民連携により、だれもが使いやすい施設整備や管理運営に取組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　公園課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】  ４．府営公園のバリアフリーについて  ３）　全ての公園施設において、当事者参画・評価の仕組みづくりを行うこと。 |
| （回答）  ○　府営公園の施設については、大阪府福祉のまちづくり条例等に適合するよう整備・改修を進めており、令和５年度は貴団体のご協力のもと、「誰もが楽しめる遊具広場の整備に関する配慮事項（案）」について、整理をしました。  ○　今後も引き続き、適宜意見交換の場を設けるなど情報交換を行い、貴団体と共に誰もが使いやすい公園づくりをめざしてまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　公園課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ２．義務教育段階の支援等について（小中学校）  ２）　学校教育法施行令22条の３に該当する、障害のある児童生徒が地域の学校で学ぶ場合、時間数を限定せず原学級（通常の学級）で学べるよう、大阪府教育庁として、教員配置についての新たな制度の創設を検討すること。 |
| （回答）  ○　府教育庁では、医療的ケアの必要な児童生徒をはじめ、障がいのある児童生徒が地域の小中学校で安心して過ごすことができるよう、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施し、外部人材を活用して、校内指導体制や自立活動の指導を充実させる市町村に対し、その経費の一部を補助しています。  ○　本事業を活用し、理学療法士等を雇用して巡回指導を行うことで教員の専門性を高める事例や、支援教育に係る専門性の高い退職教員を雇用して通級による指導の充実を図る事例等、多くの市町村において様々な取組みが進められています。  府教育庁としましては、これらの好事例を発信するとともに、障がいのある児童生徒の学びがさらに充実するよう、引き続き市町村教育委員会と連携しながら本事業の積極的な活用を促進してまいります。  ○　また、学校教育法施行令第22条の３に該当する児童生徒が地域の学校に在籍する場合の加配教員の新設や、すべての児童生徒が互いに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む指導体制を確保できるような定数措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。  ○　教職員定数については、義務標準法による定数を基礎として、国加配を最大限活用するとともに、各市町村の状況を勘案し、各学校が抱える課題とその具体的な取組みに対して、効果的・重点的な配置に努めているところです。  ○　子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してまいりました。  ○　今後とも、地域の実情に応じて様々な教育ニーズや指導の工夫に対応するため、国定数を最大限確保するとともに、国に対し定数改善を働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課  教育庁　教職員室　教職員人事課 |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ３．医療的ケアが必要な児童・生徒について（小中学校）  １）　医療的ケアが必要な児童生徒が、親の付添いなしで学校教育全ての活動（授業・校外活動・放課後活動等）に参加できるよう、また基本的に原学級での学びを希望する場合、支援学級籍であっても、文科省通知の影響を受けず原学級で学べるよう、市町村教委を指導助言すること。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活を送ることが出来るよう、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めています。  ○　府教育庁では、医療的ケアの必要な児童生徒が全ての教育活動において、周囲の児童生徒とともに学ぶことができているかという観点で、市町村や小・中学校の取組みを把握するとともに、保護者の付き添いの状況についても実態把握に努めています。  ○　今後も、市町村へのヒアリングや学校訪問等を通じて先進的な取組みを収集し、「市町村医療的ケア実践報告会」や、市町村が参加する「医療的ケア連絡会」等において、看護師配置の改善例の共有化や校外学習や宿泊学習を含む取組みの好事例についての事例研究をすすめるなど、府内全体の取組みの充実に向け、市町村教育委員会への発信に努めてまいります。  ○　また、府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えています。支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか等、ヒアリングや学校訪問等を通じて把握に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに、最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。  ○　引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して地域の学校へ就学し、安全な学校生活を送ることができるよう府内市町村の看護師配置の取組みを一層促進し、医療的ケアの必要な児童生徒が全ての教育活動に一緒に参加できるよう、環境整備の一層の充実について、市町村教育委員会に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ３．医療的ケアが必要な児童・生徒について（小中学校）  ２）　医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校で、全職員対象の医療的ケア研修を行うよう市町村教委を指導すること。また緊急時・災害時への備えも含め、看護師以外の医療的ケア実施者を増やすために、教員・支援員等、学校関係者が「府教育庁が実施する第三号研修」に参加できるようにするなど、実施主体の拡充を行うこと。 |
| （回答）  ○　医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校においては、医療的ケアの必要な児童生徒一人ひとりについての理解を深める必要があると認識しています。きめ細かな対応が校内全体で一層推進されるよう、緊急時や災害時の対応等も含めた医療的ケア研修の実施について、引き続き市町村教育委員会を指導してまいります。  ○　大阪府が実施している第三号研修につきましては、これまで「実質的違法性阻却」の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた支援学校の教員を対象に実施しています。  ○　府教育庁としましては、各市町村教育委員会において実施される第三号研修等の取組みに必要な情報の提供に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　支援教育課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ６．障害のある生徒の高校問題（入試・入学後）について  ４）　校外学習や修学旅行などにおいて、障害があるが故に必要となる、リフト付きバスやヘルパー等については、本人・家族負担とせず、府教育庁として負担するよう改めて検討すること。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進してまいりました。  ○　修学旅行等を実施するに当たっては、生徒の健康安全に配慮するとともに、費用負担にも留意して指導計画を作成することとしています。  ○　今後とも、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう、一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、できるかぎり支援を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ６．障害のある生徒の高校問題（入試・入学後）について  ５）　医療的ケアだけでなく、府立高校通学に支援が必要な生徒への制度創設を検討すること。 |
| （回答）  ○　大阪府では、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進してまいりました。  ○　府立高校においては、自主的な通学が困難な場合、介護タクシー等の送迎について敷地内への乗り入れの配慮等を行っているところです。  ○　今後とも、国の動向等を注視しながら、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高校改革課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【教育・保育に関する要求項目】  ７．バリアフリー法改正による、小中高の整備について  府立高校のエレベーター設置について、約150校中いまだ40数校未設置があることを踏まえ、毎年の新規設置数を増やすこと。同時に複数校舎がある学校への２基目設置について、検討をはじめること。また府内市町村小中学校のバリアフリー整備計画が、インクルーシブ教育を進めるという視点を踏まえ、全市町村で策定されるよう働きかけを行うこと。 |
| （回答）  ○　令和６年３月31日現在の府立高校のエレベーターは、107校に設置しております。（府立132校中99校　市立移管17校中８校　令和４年度２校設置、令和６年度１校設計予定、１校工事予定）  ○　また、令和６年３月31日現在の府立高校のバリアフリートイレは、148校に設置しております。（府立131校　市立移管17校）  ○　府立高校におけるエレベーターの設置やバリアフリー化の整備につきましては、府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画に基づき、今後も予算の確保に努めてまいりたいと考えています。  ○　公立小・中学校の施設整備については、令和４年６月に改正された、文部科学省「施設整備指針」において、「学校の中で共生社会を具現化し、インクルーシブ教育システムの構築に資するため、障害のある生徒と障害のない生徒とが、各々の生徒の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。」と示されております。  ○　バリアフリー整備計画の策定について、府教育庁では、文部科学省からの通知（学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について）や本指針に基づき、学校設置者である市町村に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　施設財務課 |